

普通徴収が認められる場合について

以下の基準に該当すれば、例外的に普通徴収（従業員の方自身が納付書で納付する方法）が認められます。

給与支払報告書の提出の際、「普通徴収切替理由書」を添付のうえ、該当者の個人別明細書の摘要欄には、切替理由書に掲げるAからFの符号を記入してください。

普A	総従業員数が2人以下 （下記「普B」～「普F」に該当する全ての（他市区町村分を含む）従業員数を差し引いた人数）
普B	他の事業所で特別徴収
普C	給与が少なく税額が引けない（住民税非課税の場合など）
普D	給与の支払が不定期（例：給与の支払が毎月でない。）
普E	事業専従者（個人事業主のみ対象）
普F	退職者又は退職予定者（5月末日まで） （休職等により4月1日現在で給与の支払を受けていない方を含みます。）